



第52回定時株主総会 招集ご通知 及び事業のご報告

日時

2023年6月20日（火曜日）午後2時

場所

横浜市中区住吉町4丁目42番1号
横浜市民文化会館 関内ホール

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）
3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

目次

招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	8
計算書類	17
監査報告	19



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7412/>



議決権行使が簡単に！
「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は致しておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

【決議ご通知について】

決議ご通知は送付せず、株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.atom-corp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

証券コード 7412
(発送日) 2023年6月2日
(電子提供措置開始日) 2023年5月30日

株主各位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

株式会社アトム
代表取締役社長 山角豪

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月19日（月曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.atom-corp.co.jp/ir/meeting.html>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第52回定時株主総会招集ご通知」より、ご確認ください。）



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アトム」又は「コード」に当社証券コード「7412」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7412/teiji/>



敬 具

1 日 時	2023年6月20日（火曜日）午後2時
2 場 所	横浜市中区住吉町4丁目42番1号 横浜市市民文化会館 関内ホール （ご来場の際は、封書裏面記載のご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第52期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱い致します。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載致します。
- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送り致しますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告

「会社の現況に関する事項」の一部（主要な事業内容、主要な営業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他会社の現況に関する重要な事項）「株式の状況」「新株予約権等の状況」「社外役員の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」

②計算書類

「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

③株主総会参考書類

「提出議案について監査等委員が株主総会に報告すべき調査の結果がある場合の調査結果の概要」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ・決議ご通知は送付せず、株主総会終了後に、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atom-corp.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、本株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本総会中に気分が悪くなられた場合や、体調が優れなくなった場合はお近くの係員にお申しつけください。

なお、今後株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内致しますので、以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.atom-corp.co.jp/ir/meeting.html>

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い致します。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。各議案に対して賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱い致します。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2023年6月19日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



※議決権行使書はイメージです。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

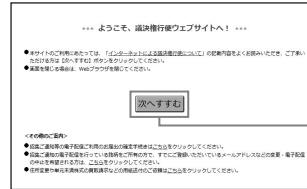
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の指名報酬諮問委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1 新任	こ じ ま や す ゆ き 小 島 保 幸 (1970年 7 月 7 日生)	1998年 4 月 (株)プライム・リンク入社 2002年 4 月 同社執行役員 2004年 6 月 同社取締役 2006年 3 月 同社代表取締役 2009年12月 (株)レイズインターナショナル入社 2010年 4 月 同社執行役員 2014年 8 月 同社取締役 2016年 4 月 同社常務取締役 2017年 2 月 同社常務取締役 COO 2020年 2 月 同社専務取締役（現任） 2023年 4 月 当社入社 顧問（現任）	一株
2 再任	お お ば り よ う じ 大 場 良 二 (1975年 4 月 14 日生)	1999年 3 月 (株)レックス・ホールディングス（現(株)レイズインター ナショナル）入社 2004年 4 月 同社情報システム部部长 2013年 1 月 (株)レイズインターナショナル総務IT総括部部长 2014年 8 月 同社事業支援本部部部长 2015年 4 月 同社取締役 2016年12月 (株)フレッシュネス常務取締役（現任） 2019年 4 月 (株)コロナイド執行役員 システム企画本部部部长（現任） 2019年 6 月 カップ・クリエイト(株)取締役 2020年 6 月 当社取締役（現任） 2021年 6 月 ワールドピーコム(株)取締役（現任）	一株
3 新任	い ま い た だ つ ぐ 今 井 忠 継 (1976年 12 月 22 日生)	1999年 3 月 (株)アムゼ入社 2006年 4 月 同社カラオケ事業部部长 2007年 4 月 (株)ジクト入社 カラオケ事業部部长 2008年 6 月 同社ステーキ宮営業部部长 2011年 4 月 (株)アトム入社 2012年 4 月 同社ステーキ宮営業本部部部长 2014年 4 月 同社ステーキ宮営業本部執行役員部部长（現任）	普通株式 2,000株

- (注) 1.候補者大場良二氏は、現在当社の親会社であります株式会社コロナイドの業務執行者であります。同氏の現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
2.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することと致したく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
やまとかよこ 大和加代子 (1976年1月9日生) 新任	1998年4月 石川島播磨重工業(株)(現(株)IHI) 入社 2005年4月 最高裁判所司法研修所入所 2006年10月 三羽・山崎法律事務所入所 2015年1月 みとしろ法律事務所入所 パートナー弁護士 2016年2月 新宿法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2019年6月 (株)ハーバー研究所社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年3月 当社 社外顧問(現任)	一株

(注) 1. 大和加代子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大和加代子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

大和加代子氏は、法務・財務に関する豊富な経験・知識を有しており、このような視点及び独立した客観的な立場から、当社社外取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 社外取締役候補者の大和加代子氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

5. 社外取締役との責任限定契約について

大和加代子氏の選任が承認された場合、当社は、大和加代子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令の定める額のいずれか高い額としております。

ご参考：取締役会スキルマトリックス

第1号議案・第2号議案が承認された場合、各取締役が有する主なスキル・専門性は以下のとおりです。それぞれの専門性の発揮と全体としてのバランスをとることで、取締役会・監査等委員会の多様性を確保するとともに、様々なビジネス環境の変化に柔軟に対応できる体制をとっています。

	氏名 地位・担当	属性		専門性					
		●男性 ★女性	独立性	企業経営	外食 ビジネス	・営業 ・マーケティング	・リスク マネジメント ・コンプライアンス	・ESG ・サステナビリティ	法務
1	小島 保 幸 代表取締役社長	●		●	●	●	●	●	
2	大場 良 二 取締役	●		●	●		●		
3	今井 忠 継 取締役	●			●	●	●		
4	土田 正 和 取締役(常勤監査等委員)	●		●	●		●		
5	才門 麻 子 取締役(監査等委員)	★	●	●	●	●	●	●	
6	清水 令 奈 取締役(監査等委員)	★	●	●		●	●	●	
7	大和 加代子 取締役(監査等委員)	★	●				●		●

注) 上記は、各人の有するすべてのスキル・専門性・その他の知見や素養を表しているものではありません。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における業績は、売上高は352億39百万円（前期比13.4%増）、営業損失は10億20百万（前期営業損失14億74百万円）、経常損失は11億34百万円（前期経常損失9億76百万円）となりました。

当事業年度において、新規出店4店舗、不採算店5店舗、自社土地売却2店舗、オーナー都合1店舗の計8店舗の閉鎖により、当事業年度末の店舗数は355店舗（直営店345店舗、FC店10店舗）となりました。また、業態転換を14店舗、リモデルを54店舗行いました。

事業別の状況は次のとおりであります。

なお、当事業年度より非連結決算に移行したことから、セグメント別の業績について前事業年度との比較は行っておりません。

(i) レストラン事業

レストラン事業につきましては、新規出店4店舗（「ステーキ宮」2店舗、「カルビ大将」2店舗）、業態転換を14店舗（「がんこ亭」から「カルビ大将」へ1店舗、「味のがんこ炎」から「カルビ大将」へ4店舗、「寧々家」から「ステーキ宮」へ1店舗、「暖や」から「カルビ大将」へ2店舗、「寧々家」から「カルビ大将」へ3店舗、「寧々家」から「小さな森珈琲」へ3店舗）、リモデルを54店舗（「ステーキ宮」40店舗、「カルビ大将」9店舗、「にぎりの徳兵衛」5店舗）、不採算店1店舗（「ステーキ宮」）の閉鎖を行い、当事業年度末の店舗数は253店舗となりました。

レストラン事業の当事業年度の売上高は、292億65百万円となりました。

(ii) 居酒屋事業

居酒屋事業につきましては、不採算店3店舗（「寧々家」1店舗、「いろはにほへと」1店舗、「暖や」1店舗）、自社土地売却により1店舗（「寧々家」）の閉鎖を行い、当事業年度末の店舗数は67店舗となりました。

居酒屋事業の当事業年度の売上高は、38億39百万円となりました。

(iii) カラオケ事業

カラオケ事業につきましては、不採算店1店舗（「時遊館」）、自社土地売却により1店舗（「時遊館」）の閉鎖を行い、当事業年度末の店舗数は25店舗となりました。

カラオケ事業の当事業年度の売上高は、13億93百万円となりました。

(iv) たれ事業

たれ事業の当事業年度の売上高は、6億39百万円となりました。

(v) その他の事業

その他の事業につきましては、オーナー都合1店舗（「海鮮アトム」）の閉鎖を行い、当事業年度末の店舗数はFC店10店舗であります。

その他の事業の当事業年度の売上高は、1億2百万円となりました。

セグメント別の外部顧客への売上高は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント	当 事 業 年 度	
	金 額	構 成 比
レストラン事業	29,265	83.0%
居酒屋事業	3,839	10.9
カラオケ事業	1,393	4.0
たれ事業	639	1.8
その他の事業	102	0.3
合 計	35,239	100.0

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和され、景気は持ち直しの動きが見られましたが、ウクライナ情勢や円安を背景とした原材料・エネルギー等の価格高騰の懸念事項も多く、消費活動の本格的な回復は、引き続き先行き不透明な状況が続くと思われま

す。しかしながら、当社におきましては、消費回復に合わせたマーケティング施策の実施により売上高は回復傾向にあります。引き続き、新規出店・業態転換・リモデル等の施策を展開し、新規メニュー提案等のお客様価値の向上と店舗運営のDX化を継続的に実施してまいります。また、従業員の適正な配置転換による人材の活性化、評価制度を導入し、スキルに応じた役割と報酬体系の見直しによる人件費の最適化及びオーナー様のご協力による賃料引き下げ等のコスト面の各種施策を継続的に実施し、収益性の改善を図ってまいります。

当社では長期に亘る持続的な成長を目指し、ESG（環境、社会、ガバナンス）への取り組みに注力しております。サステナブルな社会を実現するために、企業活動を通じてCO₂の削減、受動喫煙防止、地域経済の活性化等の社会問題の解決、SDGsへの貢献に取り組めます。従業員の健康管理と社内コミュニケーションの強化を図り、組織の活力を高めることにより企業価値向上に向けた取り組みを推進しております。当社は、飲食事業を中心としており、飲食店舗の運営のためには人材の確保と運営能力向上が重要な課題と認識し、店舗運営の要となるパートナー（パート・アルバイト）向けの評価制度を導入し、スキルに応じた役割の付与と報酬体系を構築しております。新卒・経験者・地域限定正社員及びパートナー（パート・アルバイト）の採用を継続的に行ってまいります。性別・年代・国籍等に関わらず、多様性や活力のある組織を構築し、従業員の教育・研修の強化を図り、お客様に「楽しかった、美味しかった」と喜ばれる従業員の育成に取り組んでまいります。

このような状況ではありますが、景気回復動向が不透明であることなどの不確定要素が多いため、現時点では配当予想は未定とし、今後、開示が可能になった時点で速やかに公表致します。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施致しました設備投資の主なものは修繕、新規出店、リモデル、業態転換で、設備投資総額は34億37百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度に運転資金として8億30百万円（5～9月）の借入を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の子会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
重要な事項はありません。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

・親会社の状況

株式会社コロワイドは、当社の普通株式7,954万株（議決権比率41.19%）を保有しており、当社の親会社であります。

また、株式会社コロワイドはコロワイドグループの中核会社であり、同グループは直営飲食店チェーン、FC事業の多店舗展開、カラオケハウスチェーン、各種飲料品及び製造・加工品等の提供等の事業を営んでおります。

その中で、当社は直営飲食店チェーン事業、FC事業の多店舗展開事業、カラオケハウスチェーン事業の一部を担当しており、相互協力体制にあります。

・子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社は、「すべてはお客様と従業員のために」という企業理念をもとにQSCA（品質、サービス、清潔、雰囲気）を高め、家庭ではなかなか体験できない様々な料理や高いレベルのサービスをお客様に提供することによって、「楽しかった、美味しかった」とお客様に喜んでいただけるよう努めております。それぞれの地域の皆様に選ばれる店舗づくりを実現するために、従業員一丸となって顧客のニーズに対応し、柔軟かつ筋肉質な企業体制を整備し、競争力を向上させる必要があると認識し、企業価値向上に向けた取り組みを推進してまいります。

当社の経営環境は、人口減少や少子高齢化による市場縮小という従前からの課題に加えて、ウクライナ情勢や円安を背景とした原材料・エネルギー等の価格高騰、人手不足による売上機会の損失等厳しい環境が続くものと想定されます。一方、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和以降、インバウンド需要の増加、コロナ禍における消費者のライフスタイルの変化によるテイクアウト・デリバリーの利用機会の増加など、新しい需要も生まれております。

このような状況の中、当社と致しましては、サービスの原点に返り、お客様に最高の時間を提供することによる集客力の向上、そして、コスト面の各種施策を継続的に実施し、収益性の改善を図ってまいります。

この目標達成のために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 安全・安心な商品の開発提供

食の安全が重視される中、お客様に安全・安心な料理を提供することは飲食事業の継続にとって重要な課題となります。

当社と致しましては、産地、加工工程、添加物などの食材の情報の確保、仕入から提供までの衛生管理の強化に取り組むとともに、お値打ち感があり、ご利用しやすいメニューを展開することで、テイクアウト・デリバリーによる提供も引き続き取り組んでまいります。

② 既存店の業績回復と新規出店

顧客ニーズへの対応による既存店の業績回復に最優先に取り組みながら、投資効率等を考慮した新規出店、リモデル、業態転換にも積極的に投資を実行し、チェーンストアの強みを生かし、ドミナントエリアの形成を強化してまいります。

また、当事業年度より新規事業としてカフェ業態「小さな森珈琲」の新規出店を行っており、今後においても成長戦略の一端として、ステーキ、焼肉、寿司に次ぐ4つ目の成長エンジンとして事業化を図ってまいります。

③ 人材の確保・育成

当社は、飲食事業を中心としており、飲食店舗の運営のためには人材の確保と運営能力向上が重要な課題となります。優秀な人材を確保するためには、ブランディング、的確な人事評価制度、個人の事情に応じた働きやすい職場環境と各種制度の提供等が重要であると認識しており、JOB型人事制度、地域限定正社員制度、パートナー評価制度、育児休暇・育児短時間勤務・介護休暇等の各種制度を導入することで、多様な人材がその能力を発揮できる職場環境の確保に努めております。

社員一人ひとりの意欲を高め、常にお客様はどう感じるか、を考え主体的に行動し成果に拘り、そして、チーム全体でゴールを目指してまいります。

④ 働き方改革の推進による生産性の向上

お客様への提供価値の向上、店舗における生産性の向上が両立した店舗オペレーション構築に向け、配膳ロボット、セルフレジ、モバイルオーダー等のDX化を積極的に実施してまいります。

また、従業員の新しい働き方や職場環境作りにおいて、当事業年度に「健康経営優良法人2023」に認定されました。引き続き従業員の健康管理の強化と社員モチベーション向上を目的とするインセンティブ制度の拡充を図り、生産性の向上を推進してまいります。

⑤ サステナビリティへの取り組み

サステナブルな社会を実現するために、企業活動を通じてCO₂の削減、受動喫煙防止、地域経済の活性化等の社会問題の解決、SDGsへの貢献に取り組みます。また、ダイバーシティの考え方をベースに性別・年代・国籍等に関わらず、多様性や活力のある組織を構築することにより企業価値向上に向けた取り組みを推進しております。さらに、店舗照明のLED化や生分解性ストローへの切り替え、育児休業制度の整備や女性管理職比率20%超への引き上げ、社外取締役の構成率1/3以上の継続や指名報酬諮問委員会の設置、キャリアアップ体制の構築、子育て両立支援等にも取り組んでおり、長期に亘る持続的な成長を目指し、企業体質を進化させてまいります。

⑥ コーポレートガバナンス・コードの対応

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、関係者に理解を得られる透明性の高い、健全かつ信頼性の高いコーポレートガバナンス体制の構築が重要と考えております。

機関投資家、アナリスト向けには、定期的な決算説明会を行い、当社事業内容の説明を実施、また、当社ホームページに決算短信等の適時開示文書や決算説明会資料など近況報告の掲載を継続してまいります。投資家の当社に対するご理解を深め、持続的成長のための基盤の充実を目指してまいります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第49期 (2020年3月期)	第50期 (2021年3月期)	第51期 (2022年3月期)	第52期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	45,441	32,170	31,076	35,239
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,477	△1,328	△976	△1,134
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△3,532	△1,856	748	△2,165
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△19.56	△10.22	3.71	△11.38
総 資 産 (百万円)	25,915	24,187	24,276	22,528
純 資 産 (百万円)	12,373	10,090	10,384	8,216

(注)当事業年度から事業報告を単体ベースで記載しておりますので、単体ベースの4期分を記載しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 角 豪	カップ・クリエイト株式会社代表取締役兼任
取締役	春 名 秀 樹	管理本部長
取締役	大 場 良 二	株式会社コロワイド執行役員 ワールドビーコム株式会社取締役
取締役 (監査等委員・常勤) (注2)	土 田 正 和	
取締役 (監査等委員) (注1、3)	才 門 麻 子	株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセ代表取締役 カップ・クリエイト株式会社社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員) (注1、3)	清 水 令 奈	株式会社CHANCE for ONE代表取締役社長 世紀東急工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 才門麻子氏及び清水令奈氏は社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために土田正和氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	48 (-)	42 (-)	- (-)	5 (-)	3名 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18 (9)	18 (9)	- (-)	- (-)	5名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	66 (9)	61 (9)	- (-)	5 (-)	8名 (3名)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月16日開催の第45回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く) について年額200百万円以内 (ただし、使用人分給与を含まない。)、取締役 (監査等委員) について年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。
- また、上記の金銭報酬とは別枠で、2021年6月17日開催の第50回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額60百万円以内 (ただし、使用人分給与を含まない。)、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30,000株以内 (監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は、3名 (うち社外取締役0名) であります。
3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、第52回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項6頁の「株式の状況<当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役及び執行役員に対し交付した株式の状況>」に記載しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年4月30日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、以下のイ)に記載のとおりです。

イ) 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く 以下同じ）の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を最小限保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与、株主との価値共有を一層高めるための株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

2. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(1) 個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、社外取締役を半数以上とする3名以上の取締役で構成される指名報酬諮問委員会での答申を得たうえで、下記（6）のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(2) 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、指名報酬諮問委員会において、当社の過去の業績などを踏まえて予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、指名報酬諮問委員会での答申を得たうえで、下記（6）のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

(3) 非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株主との価値共有を一層促進し、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させるため、譲渡制限付株式を付与し、指名報酬諮問委員会での答申を得たうえで、取締役会決議により決定し、毎年一定の時期に支給する。

なお、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分された普通株式は、当社又は当社の属するグループ会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任又は退職した時点までの間、譲渡が制限されており、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下「正当理由」という）で退任又は退職したことを条件として、譲渡制限が解除されるものとする。また、正当理由以外の理由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

(4) 取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は、各取締役の業績向上に対する意識を高めるといった目的を達成するという観点から基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、非金銭報酬等は、役位、職責等に応じて、いずれも指名報酬諮問委員会での答申を得たうえで代表取締役社長が決定するため、基本報酬、業績連動報酬等と非金銭報酬等の割合は変動する。

なお、社外取締役については、基本報酬のみとなることから、その割合は基本報酬100%となる。

(5) 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記(1)、(2)、(3)のとおり、基本報酬(金銭報酬等(業績連動報酬等以外))は月例の固定給とし毎月一定の時期に、賞与(業績連動報酬等)は業績指標を上回る場合、毎年一定の時期に、株式報酬(非金銭報酬等)は、譲渡制限付株式に係る割当契約を締結することを条件として毎年一定の時期に支給する。

(6) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とする。

なお、代表取締役社長は、その権限を適切に行使するため、下記(7)のとおり、個人別の報酬等の額について指名報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで答申を行っており、取締役会により委任された代表取締役社長は、後記③のとおり、当該答申内容を踏まえて各取締役の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記イ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月22日開催の取締役会にて代表取締役社長山角豪氏に取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためです。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し、答申を得ており、代表取締役社長は、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を企業経営の重要な柱と考え、財務体質の強化を図りながら、業績に連動した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

しかしながら、2023年3月期通期の業績を総合的に勘案致しました結果、期末の配当を無配とさせていただきます。

なお、株主優待制度につきましては、変更はございません。

次期の配当については、景気回復動向が不透明であることなどの不確定要素が多く、現時点では配当予想は未定とさせていただきます。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,593	流 動 負 債	10,459
現 金 及 び 預 金	5,568	買 掛 金	2,516
売 掛 金	1,232	短 期 借 入 金	2,150
商 品	1	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,302
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	274	リ ー ス 債 務	291
未 収 入 金	100	未 払 払 費 金	2,762
前 払 費 用	412	未 払 法 人 税 等	16
そ の 他	3	未 払 消 費 税 等	134
固 定 資 産	14,935	未 前 受 り 金	41
有 形 固 定 資 産	8,895	前 預 受 り 金	8
建 物	5,669	前 受 取 金	31
構 築 物	428	資 産 受 取 益	87
車 両 運 搬 具	0	賞 与 引 去 債 務	218
工 具 、 器 具 及 び 備 品	768	販 売 促 進 引 当 金	81
土 地	1,600	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	765
リ ー ス 資 産	427	固 定 負 債	52
無 形 固 定 資 産	96	長 期 借 入 金	3,852
借 地 権	48	リ ー ス 債 務	2,045
ソ フ ト ウ エ ア	32	資 産 除 去 債 務	450
そ の 他	14	そ の 他 の	1,325
投 資 そ の 他 の 資 産	5,943	負 債 合 計	14,312
投 資 有 価 証 券	224	純 資 産 の 部	
出 資 金	0	株 主 資 本	8,233
長 期 前 払 費 用	74	資 本 金	100
敷 金 及 び 保 証 金	3,885	資 本 剰 余 金	10,645
繰 延 税 金 資 産	1,758	資 本 準 備 金	1,400
そ の 他	33	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,245
貸 倒 引 当 金	△32	利 益 剰 余 金	△2,328
資 産 合 計	22,528	利 益 準 備 金	128
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,457
		繰 越 利 益 剰 余 金	△2,457
		自 己 株 式	△183
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△17
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△17
		純 資 産 合 計	8,216
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,528

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	35,239
売上原価	12,422
売上総利益	22,817
販売費及び一般管理費	23,838
営業損	1,020
営業外収入	
受取利息	8
受取配当金	4
不動産賃貸料	112
店舗閉鎖損失引当金戻入	1
補助金の収入	5
その他	37
営業外費用	
支払利息	59
不動産賃貸原価	100
減価償却費	89
コミットメントライン費用	20
その他	14
経常損	283
経常利益	1,134
固定資産売却益	259
受取補償金	0
助成金の収入	57
その他	9
特別損失	326
固定資産除却損	335
減損	1,084
店舗閉鎖損失引当金繰入	52
その他	7
税引前当期純損	1,478
法人税、住民税及び事業税	2,287
法人税等調整額	134
当期純損	△256
当期純損	△121
当期純損	2,165

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株 式 会 社 ア ト ム
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 出 正 弘
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 本 道 之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	相 澤 陽 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アトムの2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を読み、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社アトム 監査等委員会

常勤監査等委員 土 田 正 和

監 査 等 委 員 才 門 麻 子

監 査 等 委 員 清 水 令 奈

(注) 監査等委員才門麻子及び清水令奈は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
公告方法	当社の公告方法は電子公告としております。
公告掲載のホームページアドレス	https://www.pronexus.co.jp/koukoku/7412/7412.html
株主名簿管理人 及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031 受付時間9:00~17:00(土日休日を除く)
(インターネットホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
株式に関する住所変更、配当金等のお届出及び照会について	株主様のお取引口座がある証券会社にお届出・照会ください。 なお、証券会社とのお取引がなく、特別口座で株式をご所有の株主様は、三井住友信託銀行株式会社にお届出・照会ください。
支払期間経過後の配当金について	三井住友信託銀行株式会社へお申出ください。
『マイナンバー制度』について	マイナンバーの利用範囲には株式の税務関係手続きも含まれます。株主様はお取引の証券会社等へマイナンバーをお届出ください。 【マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先】 株主様のお取引口座がある証券会社にお問い合わせください。 なお、証券会社とのお取引がなく、特別口座で株式をご所有の株主様は、三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。